

防官文第3414号
31. 3. 1
一部改正 防地環第11564号
令和3年7月1日
一部改正 防地環第13825号
令和3年8月6日

防衛大学校総務部管理施設課長
防衛医科大学校経理部施設課長
防衛研究所企画部総務課長
統合幕僚監部総務部総務課長
陸上幕僚監部防衛部施設課長
海上幕僚監部防衛部施設課長 殿
航空幕僚監部防衛部施設課長
情報本部総務部総務課長
防衛監察本部総務課長
防衛装備庁長官官房会計官

大臣官房文書課長
(公 印 省 略)

射撃場からの表流水の水質検査について(通知)

標記について、射撃場の管理の一環として、別紙のとおり、射撃場排水の水質検査を実施することとしたので通知する。

なお、射撃場からの排水の水質検査について(官施第6729号。 14. 8. 5)は廃止する。

水質検査実施要領

1 目的

本要領は、射撃場から場外に流出する表流水の鉛濃度を確認することによって、環境保全の観点から射撃場の適切な管理に資することを目的とするものである。

2 対象射撃場

鉛弾を使用し、公共用水域につながる排水路を有する射撃場（駐屯地・基地等及び演習場内に設置されている射撃場も含む。）を基本とする。

なお、射撃場の新設等の設置状況、公共用水域への接続状況、鉛弾の使用状況等の変化によって、対象射撃場の見直しを検討する必要がある場合は、検査結果と併せて報告するとともに、地方協力局環境政策課と協議することとする。

3 試料採取地点

射撃場から場外に流出する表流水は、可能な限り射撃場の敷地境界に近い地点とすることが望ましい。また、公共用水域につながる排水路が複数ある場合は、それぞれの境界に近い地点とする。

4 検査時期とその回数及び判断の目安

- (1) 原則として、梅雨の期間に相当する5月から7月の適当な日に、年間1回実施する。
- (2) 常に射撃場からの表流水が公共用水域へ流出する場合は、比較的晴天が続き水質が安定した日に行うこととし、降雨時のみ流出する場合は、努めて降雨開始後速やかに行うこととする。
- (3) 射撃場から場外に流出する表流水の鉛濃度については、環境基準値の10倍値(0. 1mg/L以下)を用いて判断する。

5 検査方法

(1) 試料採取方法

「水質調査方法」（環水管第30号。 46. 9. 3）を参考に「日本工業規格K0094」に定められた方法により、表流水を採取するとともに、試料採取時には、採取時の流量、天候、水温、色相、臭気、透視度を記録し、試料は速やかに検査機関に送付する。

(2) 測定方法

試料中の鉛濃度は、水質汚濁に係る環境基準の測定方法及び水質汚濁防止法に基づく排水基準の検定方法である、「日本工業規格K0102の54」に定められた方法で測定するよう検査機関に依頼する。

6 検査結果報告

- (1) 防衛省における環境保全状況調査等の実施要領について（防官文第3 413号。 31. 3. 1）による。
- (2) 環境基準値の10倍値を超えた場合は、直ちに地方協力局環境政策課へ報告する。

7 その他

- (1) 本実施要領のほか、平成19年3月、環境省水・大気環境局土壌環境課作成の「射撃場に係る鉛汚染調査・対策ガイドライン」を参考に実施されたい。
- (2) 本実施要領に基づき水質検査を実施するに当たり、不明な点が生じた場合には、地方協力局環境政策課と調整する。